

福島県教育委員会令和3年2月定例会会議抄録

1 開催日時	令和3年2月5日（金）午後1時30分から
2 開催場所	教育委員室（県庁西庁舎3階）
3 出席者	鈴木淳一教育長、1番 浅川なおみ委員、2番 成澤勝蔵委員、3番 吉津健三委員、 4番 正木好男委員、5番 大村雅恵委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開会	午後1時30分、教育長から2月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	教育長から、大村委員と浅川委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会期の決定	教育長から、会期は本日1日としたい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(4) 記録係の指名	教育長から、佐藤主事が記録係に指名された。
(5) 政策監提出理由説明	教育長から政策監に対して、提出事件についての説明が求められた。
	政策監から提出議案等の概要について、次のとおり説明があった。
	（説明概要）
	議案第1号については、福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則を制定するもの。
	議案第2号から議案第4号については、福島県会津自然の家の管理を指定管理者に移行することに伴い関係する規則の制定等を行うもの。
	議案第5号については、福島県立高等学校学則の一部を改正するもの。
	議案第6号については、福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正するもの。

(6) 会議（一部）非公開

(7) 議案審議
議案第1号

議案第7号については、令和3年度当初予算案（教育委員会関係部分）について諮るもの。
議案第8号については、福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について諮るもの。
議案第9号については、福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例案について諮るもの。

議案第10号については、旧棚倉高校解体工事に係る工事請負契約の一部変更案について諮るもの。

報告第1号については、新たな教職員多忙化解消アクションプランの内容について報告するもの。

報告第2号については、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。

協議事項については、令和3年度の教員系職員に係る人事異動について協議するもの。

教育長から、本日の審議事項のうち、議案第7号から議案第10号、報告第2号及び協議事項について非公開で審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員に異議なくそのとおり決定された。

福島県立学校に勤務する教育職員が業務を行う時間の上限に関する規則について（議案第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。

成澤委員：通常予見することができない業務量の大幅な増加等に伴い、勤務時間外に業務を行わざるを得ない場合には、1ヶ月について100時間未満まで勤務時間外の勤務を認めるとしているが、この根拠は何に定められているのか。

	<p>職員課長：国が定める指針に基づくもので、100時間未満があくまで上限になる。指針はこの他に、月45時間を超えて良いのは年に6月までということや、2ヶ月続く場合は1ヶ月当たりの平均時間は80時間までということなどを定めている。なお、100時間を超える勤務時間外の勤務をさせないように、所属長や教育委員会が様々な施策を講じることを前提に、本規則を提案させていただいている。</p>
<p>議案第2号 議案第3号 議案第4号</p>	<p>福島県自然の家条例の一部を改正する条例の福島県会津自然の家に係る施行期日を定める規則について（議案第2号）、福島県自然の家条例施行規則を廃止する規則について（議案第3号）及び福島県郡山自然の家及び福島県いわき海浜自然の家に係る福島県自然の家条例施行規則の一部を改正する規則について（議案第4号）、社会教育課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p> <p>浅川委員：自然の家の管理に係る規約などを設けていると思うが、それも指定管理者に任せることになるのか。</p> <p>社会教育課長：指定管理者に管理はしてもらうことになるが、管理方法の大元の方針は県が定める。既に郡山自然の家やいわき海浜自然の家は指定管理者の管理に移行しており、両自然の家の指定管理に関する規則を定めているが、これを会津自然の家にも適用させるため、関係規則の制定等を行うものである。</p>
<p>議案第5号</p>	<p>福島県立高等学校学則の一部を改正する規則について（議案第5号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>
<p>議案第6号</p>	<p>福島県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則について（議案第6号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。</p>

(8) 報 告 事 項
報 告 第 1 号

教職員多忙化解消アクションプランについて（報告第1号）、職員課長から説明があり、以下の質疑応答の後、全員に異議なく了承された。

成澤委員：業務の見直しに関連し、既に話題になっていると思うが、学校集金の公会計化は見直しの内容に含まれているか。

職員課長：当該プランの他に詳細な項目を定める冊子を作成しており、そちらに学校集金の公会計化に関する事項を記載している。

大村委員：当該プランの目標に、令和2年度比・令和6年勤務実態調査において「1週間あたりの学内総勤務時間62時間30分」や「1週間あたりの学内総勤務時間53時間45分」の達成を目指すと記載しているが、これはいつ時点の実績を記載しているのか。

職員課長：当該項目の意味するところは、月あたりの時間外勤務時間が80時間になるという状況を1週間あたりに換算した場合、学内総勤務時間が62時間30分になるということを記載しているものであり、実績を記載しているものではない。

大村委員：1週間あたりの学内総勤務時間を62時間30分未満とすれば、時間外勤務時間月80時間を超える教職員の割合を0%にすることができるということで良いか。

職員課長：そのとおりである。

大村委員：統合型校務支援システムとはどのようなものか。

教育総務課長：当該システムは、生徒の成績や様々な個人情報エクセルなどで個別に管理していたものを、一つのシステムでまとめて管理を行うためのシステムである。生徒の

成績などが一括で管理することができるため、書類作成に係る事務負担の軽減などが見込まれる。

大村委員：令和2年度から全校に導入しているのか。

教育総務課長：本年度から全校に導入している。

大村委員：部活動指導員はこれまでも配置していると思うが、部活動指導員に対する研修などは実施しているのか。

健康教育課長：県立高校において3年前から部活動指導員を配置しており、年1度、科学的根拠に基づいた指導についての伝達研修を行っている。市町村立学校においても、市町村ごとに同様の研修を実施している。

大村委員：今後も同程度の研修を行っていく予定か。

健康教育課長：部活動指導員が年度ごとに変わることもあるため、毎年、当該研修会を開催する方向である。

大村委員：部活動指導員が配置されていれば、他の先生方の業務上のプラスにもなると思うが、先生方と部活動指導員の指導方法や指導計画のすりあわせはどのように調整しているのか。

教育長：制度的にはまだ3年目であり、段々なじんできているところである。学校現場でも試行錯誤しているところだと思う。

健康教育課長：当該制度は手探り状態で開始したところであるが、部活動指導員を配置することで、正顧問だけではなく、他の先生の業務負担の軽減に繋げることができるのではないかとということも考えながら、実践しているところである。将来的には特定の先

生だけではなく、学校全体の多忙化解消に繋げられればと考えている。

大村委員：部活動の内容によっては先生方も多忙になり、通常の教育指導の負担になっているという話も聞いたことがあるため、実績を踏まえながら前向きに制度を進めてほしい。

吉津委員：部活動指導員の配置についてどのように進めているのか、具体的な事例を教えてください。また、手当はどの程度支払われているのか。

健康教育課長：配置については、各学校に調査を実施し、例えば野球部に部活動指導員を配置してほしいという要望があった際に、学校で適任者を見つけることができない場合には、県内で適任者の有無を確認し、配置するという事もしている。別事例ではバレー部に部活動指導員を配置したが、卓球部の顧問が年休を取得するため卓球部の指導も行っていただくなど、柔軟な運営を行っている学校もある。手当については1時間1,600円であるが、1年間の指導回数が限られていることから、年間ではおおよそ50万円程度と思われる。

吉津委員：毎日の部活動の指導に来てくれているのか。

健康教育課長：毎日ではないが、季節性なども考慮しながら学校が計画的、効果的な運営を行っている。

吉津委員：本業もお持ちの方が、部活動の指導もしてくれているのか。

健康教育課長：仰るとおり昼は自分の仕事をしている方もいる。あるいは時間講師が部活動指導員として指導する場合もある。

吉津委員：部活動を教員が熱心に指導していただければいただくほど、授業の準備が大変にな

ってしまうことから、部活動指導員が配置されていれば良いなと思い質問したところである。例えば65歳で定年退職された方でも、社会にコミットして働きたいという方などもあると思うため、そういった方に働きかけをすれば、社会生活を送っている方と学校の交流にも繋がると思う。年齢に関わらず工夫をしてほしい。保護者としても非常に部活動はありがたい存在だと思うが、それが教員の負担になってしまうのであれば、負担軽減の一助として当該制度を進めてほしい。

正木委員：当該プランを教員1人1人に御理解いただき、現場の教員の意見を取り入れながらブラッシュアップしてほしい。教員の多忙化の問題は一般の企業感覚としてはやはり異常であり、民間では労基法上、許されないことである。ぜひ教員全員に趣旨を理解いただき、しっかり取り組んでほしい。

吉津委員：教員の給料が特殊な形態であるということを教育委員に就任してから知ることができた。給料が通常の職員より多く付加されているため、残業をしても残業代が支払われないとのことであるが、これは働いたのに働いた対価が支払われていないということであり、民間からすれば異常であると思う。法律で定められているためそれが当たり前なのだという感覚になるのではなく、働いた方には働いたなりの対価があるべきという、根本的な民間の感覚を分かってほしい。また、時間外勤務時間を45時間未満や80時間未満と定めた場合、数字ありきになってしまい、持ち帰り残業や土日に仕事をするなど、本末転倒になってしまうこともあり得る。管理職の業務の進捗状況の管理手法にもよるところではあるが、退庁時間を無理に制限してしまうような杓子定規な管理になってしまわないよう、進めてほしい。

教育次長：当該プランは平成30年度から令和2年度の3年間実施してきたが、管理職を中心にかなり定着してきている。吉津委員が仰るとおり管理職が当該プランの目標を達成するため、逆に教員を縛ってしまうということがないように周知を図っていき、また1人1人の教員の意識の向上も進めたい。教員志願者数が減少している状況でもあるため、決して教員はブラックではないのだということもPRしていきたい。

教育長：超過勤務の把握は非常に難しい問題である。私自身が過去に働いた部局において、超過勤務の実態の把握方法や、無駄な超過勤務はさせないという仕組みを導入する仕事をまさに行っていた。現在の超過勤務の管理の仕方は、勝手に残業をさせるのではなく、事前に本人から残業内容と残業時間を申告させ、上司が業務命令として残業をさせる代わりに対価を払うという仕組みになっている。教員の難しいところは、生徒指導を急にしなければいけなくなることもあり、上司に残業の事前申請ができないという状況もあり得るため、簡単に解決できる問題ではないと考えている。ただ、現状のままでは働き過ぎである。かつての教員の仕事は勉強を教えることであったが、現在は学校に福祉的な側面やしつけのような部分も求められてきており、それも残業の一端になっていることも考えられる。計画を進めて行くには何かを我慢しなければいけないこともあると思うが、福祉的な側面を学校がやらなくなれば、誰がやることになるのかということもセットで考えていく必要がある。子どもを見捨てるわけにはいかないため、そういったことも含め考えていく必要がある。

浅川委員：部活動指導員を外部の方にやっていただくのは賛成であるが、人選の仕方には注意してほしい。その競技に特化しているから地域の方になっていただくという考え

<p>(9) 前 回 会 議 録 の 承 認</p> <p>(10) 議 案 審 議</p>	<p>方はある意味、危険である。何か基準を設けて人選は行っているのか。</p> <p>健康教育課長：教員の免許を有する方を第一条件にしているが、ただし人物的、技量的に優れている方で、校長が適任であると認めた場合と例外で定めている。子ども達の安全にも配慮する必要があることから、競技力が優れているだけで選定するのではなく、そういった条件を設けている。</p> <p>浅川委員：小学校の教科担任制の推進について、モデル校への配置状況を具体的に教えてほしい。</p> <p>義務教育課長：教科担任制については、全国に先駆けて福島県は推進しており、23校のモデル校に配置している。</p> <p>浅川委員：県内全域に教科担任制を導入するのはいつ頃になるのか。</p> <p>義務教育課長：国においても現在検討を進めているところであり、具体的に何年までに配置するという事は決まっていない。</p> <p>浅川委員：モデル校はどんな学校を指定しているのか。例えば大規模校のみを指定していたりするのか。</p> <p>義務教育課長：教科担任制を導入するには複数の学級を有している必要があることから、ある程度規模が大きいところを選定している。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり、非公開とされた。</p> <p>教育長が、令和3年1月定例会会議録（案）について、その承認の可否を諮ったところ、全員に異議なくこれを承認することに決定された。</p>
--	--

議案第7号	令和3年度当初予算案（教育委員会関係部分）について（議案第7号）、財務課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第8号	福島県立高等学校条例の一部を改正する条例案について（議案第8号）、高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第9号	福島県教育関係職員定数条例等の一部を改正する条例案について（議案第9号）、教育総務課長から説明があった後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
議案第10号	工事請負契約の一部変更案について（議案第10号）、施設財産室長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく原案のとおり可決された。
(11) 報告事項 報告第2号	訓告処分等について（報告第2号）、職員課長から説明があり、質疑応答の後、全員に異議なく了承された。
(12) 協議事項	令和3年度人事異動（教員系）について（協議事項）、職員課長、義務教育課長及び高校教育課長から説明があった後、全員に異議なく了承された。
(13) 次回の日程	次回の定例会について、教育総務課長から令和3年3月22日（月）午後1時30分から開会することが提案され、全員に異議なく、そのとおり決定された。
(14) 閉会	午後3時13分、教育長から閉会が告げられた。